

観光客の安全確保のための

原子力災害時初動対応マニュアル

平成30年3月

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

(改定：令和3年4月)

はじめに

北海道電力(株)泊発電所を中心として半径概ね30km圏内の地域は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき、「原子力災害対策重点区域」と定められており、万一、泊発電所で事故が発生した場合に備え、道と関係町村では、住民避難などの原子力防災計画を策定し、防災訓練などを通じて、その充実に取り組んでおります。

一方、この地域は、本道を代表する国際リゾートエリアである倶知安・ニセコ地域や、食や景観など魅力ある観光資源を有する積丹半島地域など、多くの観光客が訪れる地域でもあります。

このため、この地域の宿泊施設や観光施設においては、万一、泊発電所で事故が発生した場合、観光客にも配慮した対応が求められております。

本マニュアルでは、宿泊施設をはじめとして、この地域で観光に携わる皆様が、泊発電所における事故発生にも慌てることなく、観光客に対して、落ち着いて避難誘導や情報提供などを行えるよう、初動対応のポイントを記載しております。

また、年々増加する外国人観光客の誘導なども適切に行えるよう、英語、中国語、韓国語及びベトナム語による初動時の対応文例集も記載しました。

観光客が原子力災害時において、慌てることなく落ち着いて冷静に行動ができるよう体制を築いていくことは、この地域の観光の安全性の向上、ひいては、観光客の来訪拡大に寄与することは間違いありません。このマニュアルが、その一助になれば幸いです。

<目次>

1	原子力災害とは	1
2	原子力災害対策重点区域	2
3	原子力災害対策の概要	3
4	避難等の基本的な流れ	4
5	緊急時における情報伝達	6
6	各施設等における原子力災害時の 初動対応ポイント	7
7	外国人観光客への初動対応文例集	10
8	外国人観光客への情報発信ツール	19
参考資料	初動対応のための確認先・連絡先等	34
参考資料	北海道庁における取組	38
参考資料	避難所等における対応文例	40
参考資料	放射線の基礎知識	56

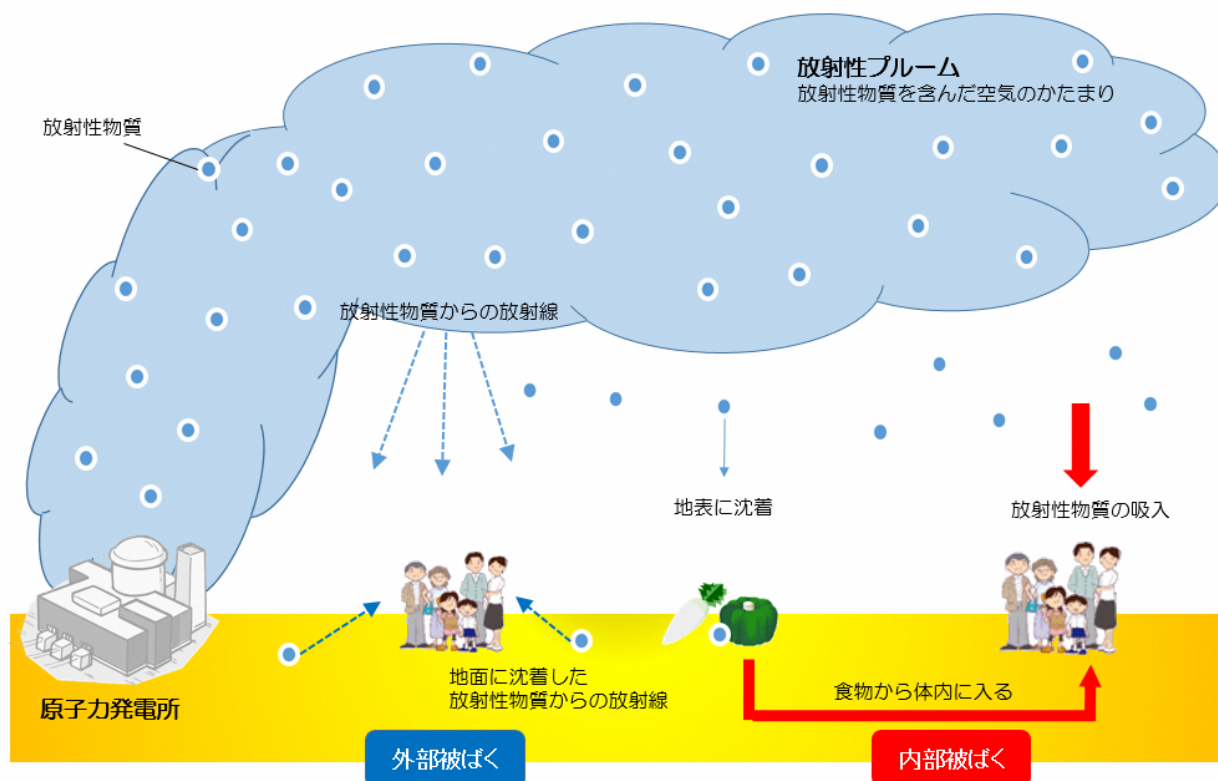
1 原子力災害とは

原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによって生じる災害です。

原子力災害は、主に次のような特殊性があります。

- 放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと
- 被ばくの程度が自ら判断できないこと
- 災害への対処に放射線等に関する知識を必要とすること

【災害発生時のイメージ図】



2 原子力災害対策重点区域

原子力災害時の防護措置をより円滑に実施するため、国の原子力災害対策指針では、原子力災害対策を重点的に実施する区域として、PAZとUPZの2つの区域を設定しています。

この2つの区域に含まれる13町村は、国の指針などに基づき、原子力防災計画や避難計画を策定しています。

原子力災害時には、こうした計画に基づき、屋内退避や避難、一時移転などの防護措置を実施します。



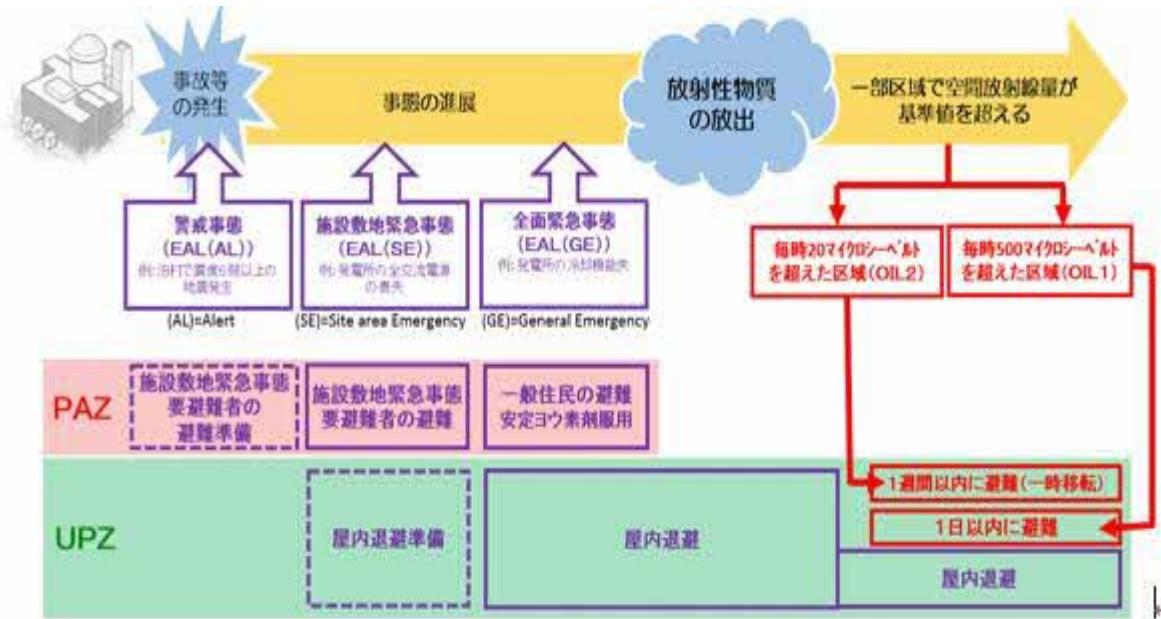
<用語解説>

- ◆屋内退避：放射性物質の吸入抑制や放射線の遮へいのため、自宅や公共施設などの屋内に入ります。
- ◆避難：空間放射線量が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施します。
- ◆一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）のうちに当該地域から離れるため実施します。

3 原子力災害対策の概要

原子力災害が発生したときは、発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき、国が屋内退避や避難などの防護措置を判断し、決定しますので、各自の判断で行動せず、国、道、町（村）の指示に従い、落ち着いて行動することが大切です。

住民の防護措置をできるだけスムーズに行い、被ばくを最小限にとどめられるよう、PAZ、UPZの区分に応じて、段階的に防護措置を行います。

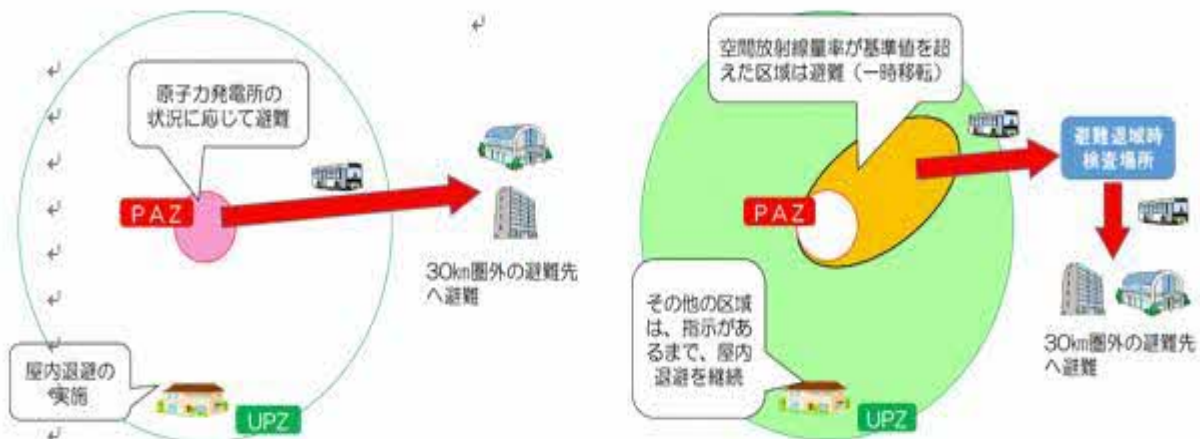


○放射性物質が放出される前

- ・PAZは避難を実施します。
- ・UPZは屋内退避を実施します。

○放射性物質の放出があった場合

- ・緊急時モニタリング結果に基づき、避難などを実施します。



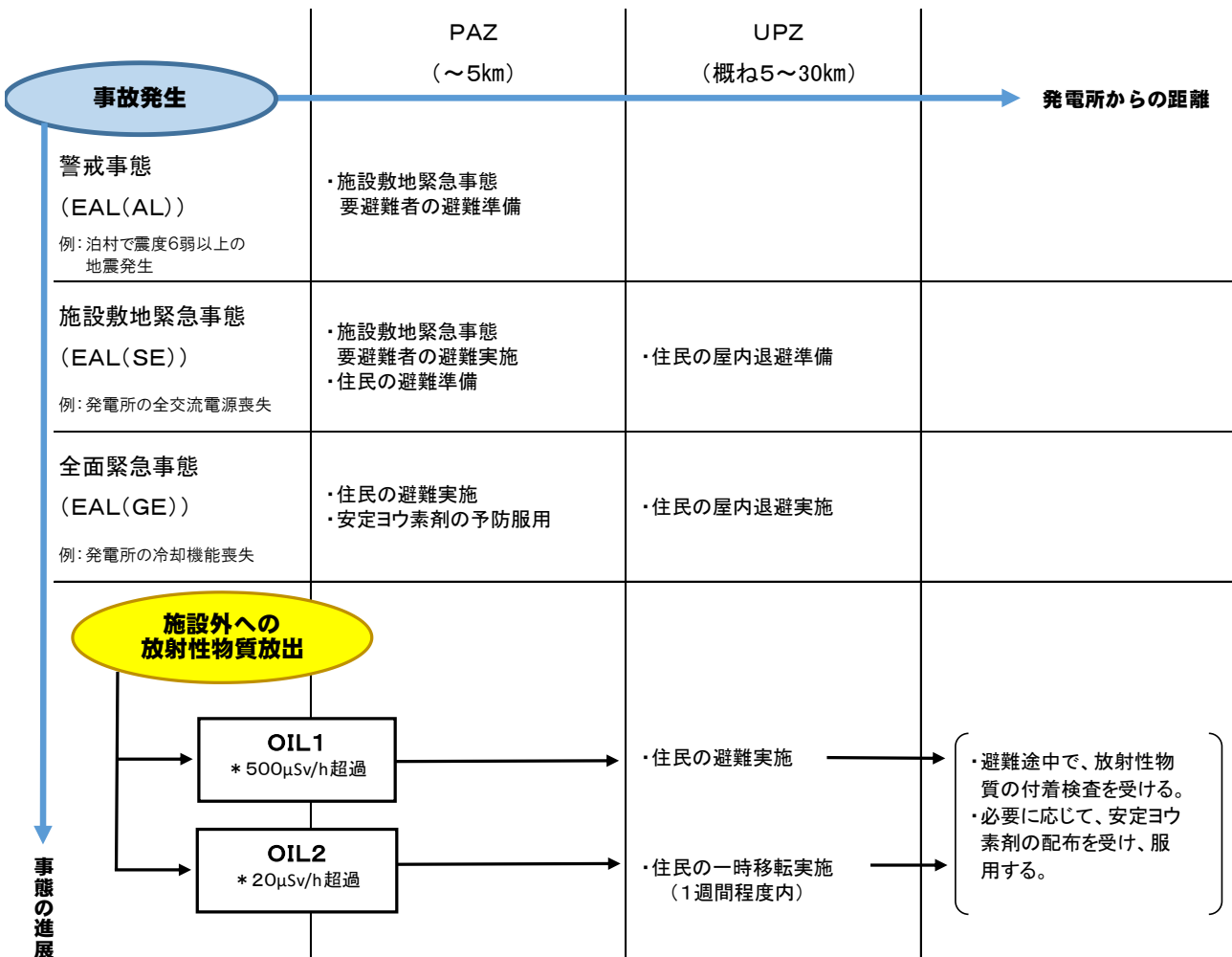
<用語解説>

- ◆施設敷地緊急事態要避難者：避難の実施に通常以上の時間がかかるなど、避難に際し特に配慮が必要な方々です。（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疾病者、入院患者など）
- ◆空間放射線量率：1時間当たりの空間の放射線量（単位 $\mu\text{Sv/h}$ マイクロシーベルト・パー・アワー）
- ◆E A L：発電所の状況によって緊急事態区分（3段階）を判断する基準（Emergency Action Level）
- ◆O I L：放射性物質放出後の防護措置を「計測可能な値」から判断するための基準（Operational Intervention Level）
- ◆安定ヨウ素剤：放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制する薬剤で、PAZでは全面緊急事態で予防服用することとされています。一方、UPZでは、緊急時に原子力規制委員会が服用の必要性を判断することとしており、この判断に従い、避難等を行う際に服用することがあります。
- ◆避難地域時検査：放射性物質が放出された後に避難等を行う住民等に対し、避難先に到着する前に放射性物質の付着状況を検査します。基準値を超える付着が確認された場合には、簡易除染（脱衣・拭き取りなど）を行います。

4 避難等の基本的な流れ

(1) 地域住民の避難等

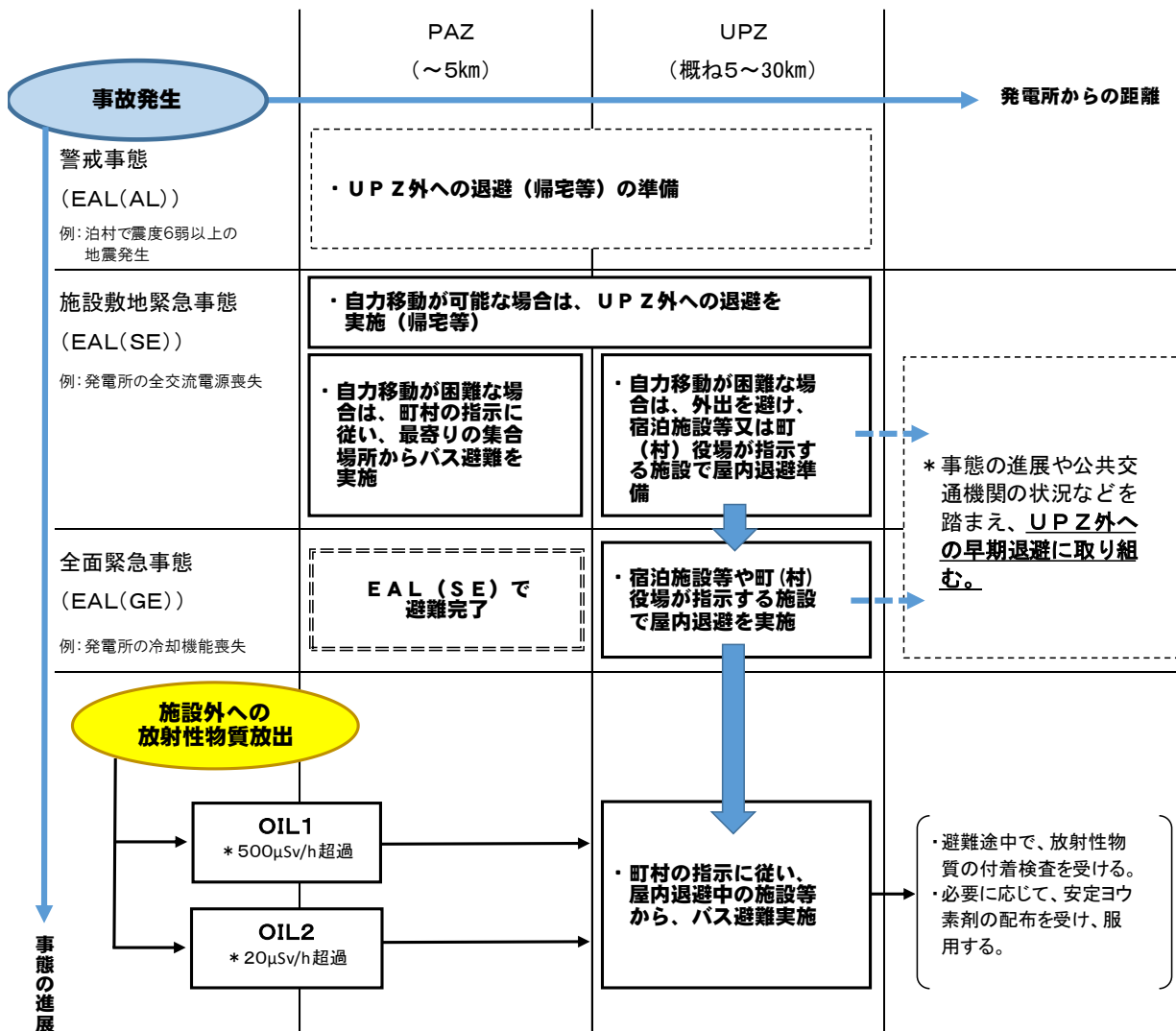
- PAZでは、発電所の状態に応じて、まず、避難に時間を要する要支援者から避難を行い、その後、発電所の状態が悪化した場合には、一般住民が避難します。
- UPZでは、まず屋内退避を行います。その後、万一、放射性物質が放出される事態となった場合には、緊急時モニタリングの結果により、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、この区域の住民が避難等を行います。
- 各町村の避難計画で予め定められた避難先（札幌市や胆振地域など）に避難します。



(2) 観光客等の一時滞在者の避難等

- ▶ 観光客等の一時滞在者は、PAZ、UPZの区分に関わりなく、施設敷地緊急事態の段階で、帰宅やUPZ圏外へ退避いただきます。
- ▶ 自力での移動が困難な観光客等は、PAZでは、住民とともにバスで避難いただき、UPZでは、外出を避け、宿泊施設等又は町（村）役場が指示した施設での屋内退避を準備いただきます。
- ▶ その後、事態が悪化した場合は屋内退避していただきますが、観光客等については、可能な限り早期に退避（放射性物質の放出前に退避）できるよう、道では、関係町村や関係機関などと連携して必要な対応に努めます。

なお、屋内退避を続けている間に、避難等の指示があった場合には、町（村）役場の指示に従い、行動していただきます。

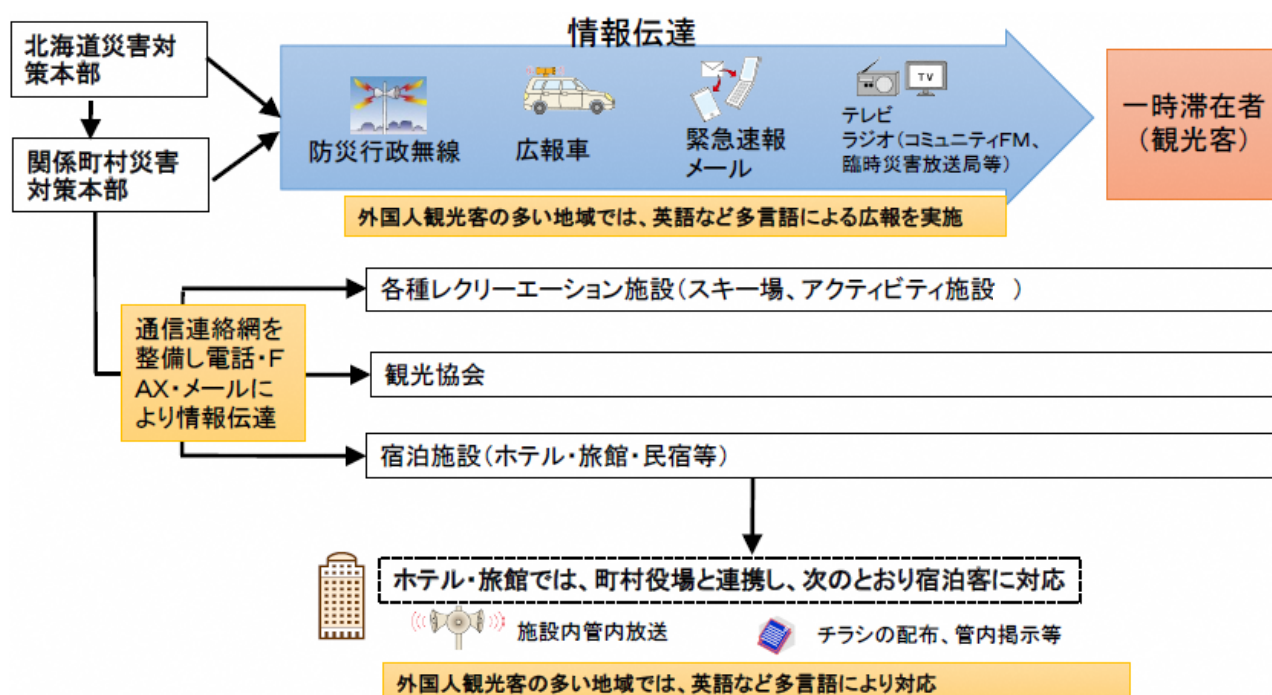


5 緊急時における情報伝達

万一、泊発電所で事故が発生した場合には、国や道などによるテレビ、ラジオ、インターネットなどのほか、各町村の緊急速報メール、防災行政無線、広報車などにより、事故の状況や地域住民への指示・要請事項などについて、情報伝達が行われます。

また、観光客等への指示・要請事項などについては、別途、国や道の指示に基づき、各町村役場から、電話やFAX等を通じて、必要な情報伝達が行われますので、これに従って、避難誘導などを行っていただきます。

＜町（村）内の宿泊施設等への情報伝達方法等＞



観光客からの質問への対応について

- 観光客から、原子力災害の状況や避難経路等に係る質問があったときは、**役場に確認した上で、確実な情報を伝えましょう。**
- 道では、**放射線に関する基礎知識や原子力防災の仕組みなどに係る研修を実施**していますので、研修への参加などを通じて、基本的な事項の理解を深めるよう努めましょう。

6 各施設等における原子力災害時の初動対応ポイント

(1) PAZの施設における対応手順

基本的な流れ

事態の推移	事態の具体例	住民への要請・指示 【町（村）役場】	観光客等への対応 【各施設】
警戒事態 (EAL (AL))	泊村で震度6弱以上の地震発生	○施設敷地緊急事態 要避難者の避難準備	○注意を喚起（帰宅等の準備要請を含む。）
施設敷地緊急事態 (EAL (SE))	発電所に外部から電気を供給できない	○施設敷地緊急事態 要避難者の避難 ○一般住民の避難準備	○自力移動可能な観光客等の帰宅等を要請 ○自力移動困難な観光客等は町（村）が手配するバスで避難するよう誘導
全面緊急事態 (EAL (GE))	原子炉を冷やすことができない	○一般住民の避難 ○安定ヨウ素剤の予防服用	「EAL (SE) で避難完了」

担当者用チェックリスト

役場から警戒事態（EAL (AL)）の通報等があった場合

- 観光客等に今後の情報に注意するとともに、帰宅等の準備をしておくよう要請
- 現時点で放射性物質の放出はなく、冷静に行動するよう周知
- 観光客等の交通手段を確認（団体客がいる場合には、旅行会社等にも連絡）
- 自力で帰宅できない観光客等の人数を把握の上、町（村）役場の防災担当に報告し、最寄りのバス集合場所を確認。

☞7 文例集
(1)-文例①

※ なお、自力移動が可能な方で、この時点で帰宅や圏外退避を希望する方を無理に施設に止める必要はありません。

役場から施設敷地緊急事態（EAL (SE)）の通報等があった場合

- 自力移動可能な観光客等に帰宅やUPZ外への退避を要請
- 自力移動困難な観光客等を最寄りのバス集合場所に誘導
- 現時点で放射性物質の放出はなく、冷静に行動するよう周知

☞7 文例集
(2)-文例①、②

- * 観光客等の動向については、随時、町（村）役場の防災担当に連絡
→ 予め下記のとおり連絡先を控えておく

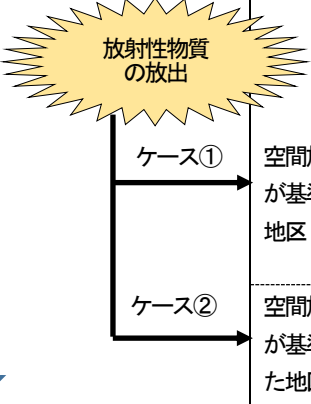
連絡先

〇〇町（村）〇〇課 防災担当

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(2) UPZの施設における対応手順

基本的な流れ

事態の推移	事態の具体例	住民への要請・指示 【町(村)役場】	観光客等への対応 【各施設】
警戒事態 (EAL (AL))	泊村で 震度6弱以上の 地震発生	○注意喚起	○注意を喚起(帰宅等の準備要請を含む。)
施設敷地緊急事態 (EAL (SE))	発電所に外部から 電気を供給でき ない	○屋内退避準備	○自力移動可能な観光客等の帰宅等を要請 ○自力移動が困難な観光客等に対し、宿泊施設等又は町(村)役場が指定する施設での屋内退避の準備を要請
全面緊急事態 (EAL (GE))	原子炉を冷やす ことができない	○屋内退避	○宿泊施設等又は町(村)役場が指定する施設での屋内退避を要請
	 <p>放射線物質の放出</p> <p>ケース① → 空間放射線量率が基準値以下の地区</p> <p>ケース② → 空間放射線量率が基準値を超えた地区</p>	○避難等の指示	○町(村)が手配するバスで避難 ・避難途中で放射性物質の付着検査を受ける ・必要に応じて配布される安定ヨウ素剤を服用する

観光客の安心確保のための取組

(例)

- ▷ 早期避難に向けバスの要請
- ▷ 事態の推移や放射線等に関する適切な情報提供
- ▷ 物資等の要請

担当者用チェックリスト

役場から警戒事態(EAL (AL))の通報等があった場合

- 観光客等に今後の情報に注意するとともに、帰宅等の準備をしておくよう要請
- 現時点で放射性物質の放出はなく、冷静に行動するよう周知
- 観光客等の交通手段を確認(団体客がいる場合には、旅行会社等にも連絡)
- 公共交通機関の状況などに関する情報収集の実施

7 文例集
(1)-文例①

※ なお、自力移動が可能な方で、この時点で帰宅や圏外退避を希望する方を無理に施設に止める必要はありません。

役場から施設敷地緊急事態(EAL (SE))の通報等があった場合

- 自力移動可能な観光客等に帰宅やUPZ外への退避を要請
- 自力移動困難な観光客等の人数を把握の上、町(村)役場の防災担当に報告。念のため、最寄りのバス集合場所も確認しておく。
- 自力移動困難な観光客等に対し、屋内退避準備を要請(自施設での屋内退避が困難な場合には、町(村)役場が指示する施設へ誘導)
- 現時点で放射性物質の放出はなく、冷静に行動するよう周知
- 公共交通機関の状況などに関する情報収集を継続的に実施

7 文例集
(2)-文例①、③

※ 上記の基本的な対応のほか、観光客等の早期退避・安心確保に向け、継続的に役場等と協議。